

ウミガメ類の産卵に伴う対応状況について

平成29年7月

沖縄防衛局

○施行区域内の砂浜でウミガメ類の産卵が確認された。(図1)

○工事区域内において砂浜でウミガメ類の産卵が確認された場合は、建設機械の移動計画や資機材運搬車両等の運行計画を調整し、やむを得ない場合を除き、繁殖地周辺の工事制限範囲内の立入りは禁止すること等の環境保全措置を講じます。

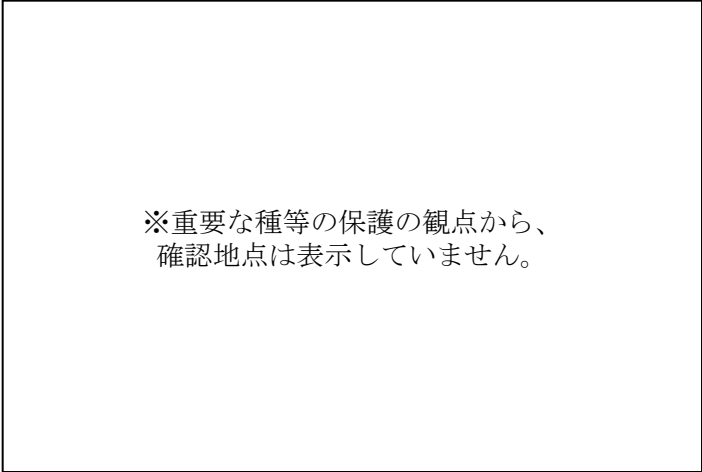
1. 第2回環境監視等委員会(平成26年6月20日開催)ウミガメ類の保全措置

(1)前提条件

- ・事業実施区域周辺ではウミガメ類の上陸跡が確認されており、アカウミガメが大部分を占めるが、アオウミガメの上陸も確認。
- ・アカウミガメに関して、亜熱帯域でこれまで確認されている産卵期間は4～8月であるが、稀に9月まで上陸産卵がみられる。

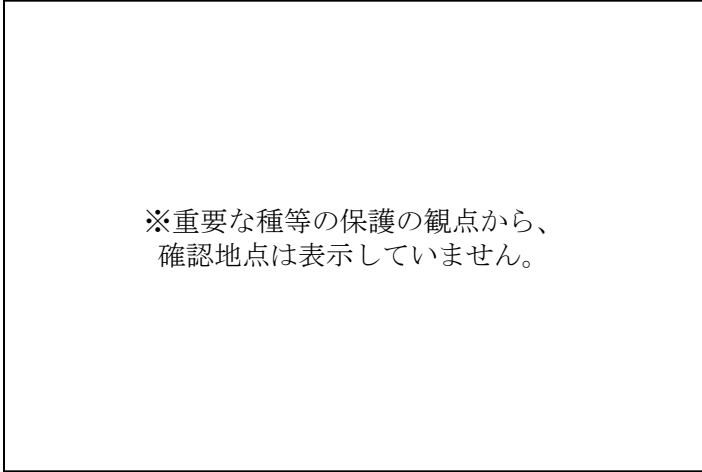
(2)環境保全措置の方法

- ・ウミガメ類の上陸・産卵及び稚ガメの降海が夜間に行われることを踏まえ、工事の作業時間は日の出1時間程度後から日没の1時間程度前までの間とする。
- ・工事船舶の航行速度を10ノット(約20km/h)以下に制限する。
- ・工事船舶にウミガメ類との衝突を回避するための見張りを配置する。
- ・夜間照明の影響を低減させるため、照明の使用は極力減らすとともに、砂浜や海面の方向への照射は行わないこととする。
- ・ウミガメ類の上陸期間中に、定期的に海浜部を目視で観察し、ウミガメ類の足跡やボディピットの有無を確認する。



※重要な種等の保護の観点から、
確認地点は表示していません。

図1:産卵地点の場所



※重要な種等の保護の観点から、
確認地点は表示していません。

図2:産卵状況(5/30:護岸から5m海側の地点)

2. 対応方針(案)

- ・施行区域内の砂浜で産卵が確認されたことから、周囲をフェンスで囲み産卵巣を保護。(図3)
- ・今後は、稚ガメが降海する際の移動経路を確保するため、専用の通路を設置するとともに、工事車両が昼間に稚ガメを傷つけることがないように、定期的に監視していく予定。(図3)

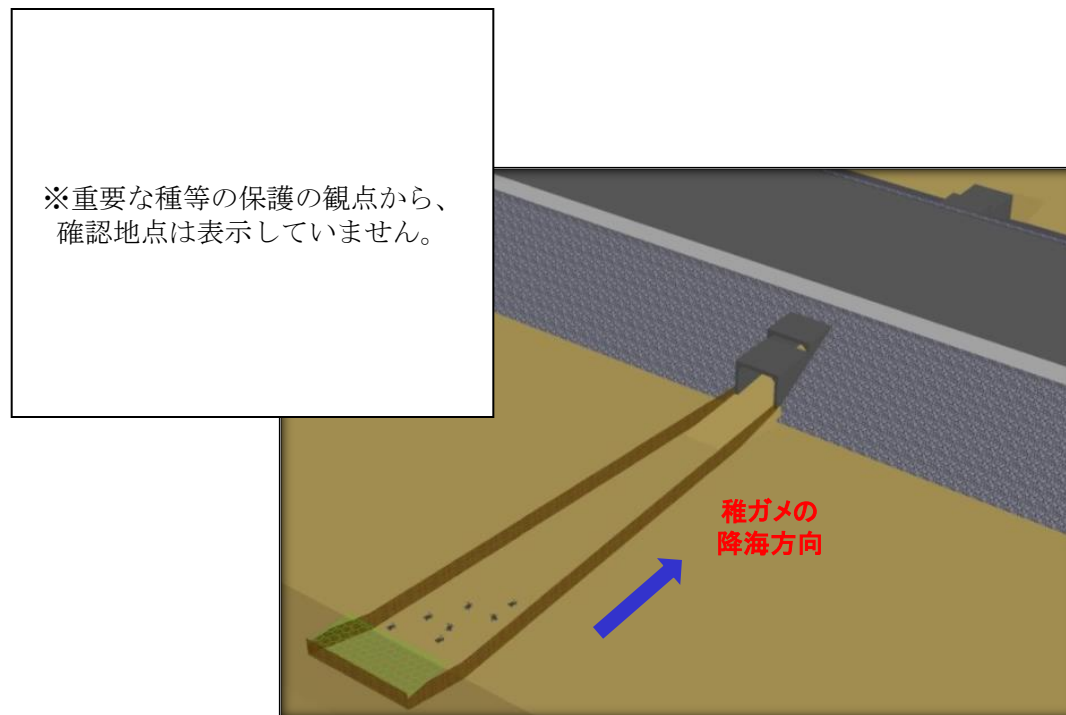


図3: フェンスの現状(5/30:左上)と移動経路の確保(イメージ)